

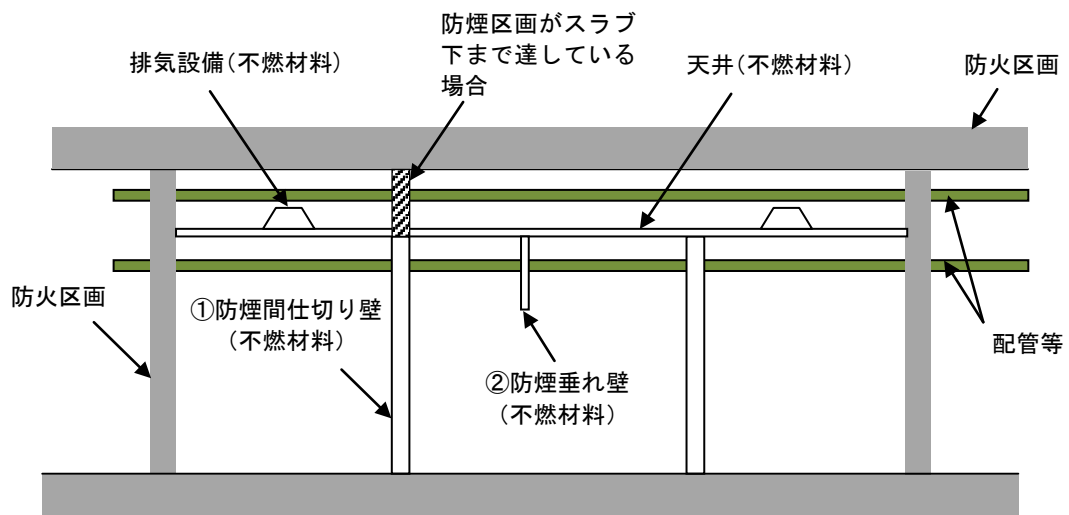
2013年10月11日

因幡電機産業株式会社
技術開発センター

防煙区画の貫通配管類のすき間充てん処理について

「防煙区画」を構成する「防煙壁」については、建築基準法令 126 条の 2 第 1 項により「不燃材料で造り、又はおおわれたもの。」と規定されています。

ここで、防煙区画を貫通する配管の隙間に充てんする際の規定はありませんが、上記にあるように、防煙区画自体は、不燃材料にて造ることとされており、弊社といたしましては、安全性を重視して防煙区画部は全て不燃材料を使用すべきと考えております。



【防煙区画】

また、天井面などの不燃材料にて造ることとされている部位や防煙区画がスラブ下まで達している部位（上図斜線部。令 114 条区画が適用される場合は、防火区画貫通措置材での処理が必要となります。）の隙間埋めも不燃材料を使用すべきです。

これらの不燃材料を必要とされる隙間埋め材として、国土交通大臣 不燃材料認定品の「耐火パテ不燃タイプ (IPF)」をご使用ください。

以上